

改正

平成26年3月31日告示第15号
平成26年7月14日告示第35号
平成27年3月31日告示第12号
平成31年2月5日告示第5号
令和2年7月30日告示第71号
令和3年9月6日告示第59号
令和4年3月28日告示第34号
令和4年4月20日告示第60号
令和4年6月30日告示第77号
令和5年3月15日告示第17号
令和7年6月1日告示第50号

能登町まちづくり合宿等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、能登町まちづくり合宿等助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、能登町補助金交付規則（平成17年能登町規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館、民宿及びその他の宿泊料金の支払を要する施設。ただし、キャンプ場、少年自然の家を含む簡易宿泊施設等は除く。
- (2) 団体 2人以上（教員等の引率者を除く人数をいう。）の団体であつて、町内の宿泊施設に4人以上宿泊したものをいう。
- (3) 送客バス 一般貸切旅客自動車運送事業により事業者と契約したバスをいう。

(目的)

第3条 この告示は、町内の宿泊施設に宿泊する団体に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、交流人口の拡大を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

(助成金の交付の要件)

第4条 団体に対する助成金の交付の要件は、別表のとおりとする。

(対象者)

第5条 助成金の交付の対象者は、能登町外を活動の本拠地又は中心地とする団体又は能登町外に住所を有する者から構成される団体で、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 能登町から他の助成金を受けたもの又は受ける予定のもの。ただし、能登町のと里山空港利用誘客促進助成金交付要綱（平成24年能登町告示第8号）に基づく助成金についてはこの限りでない。
- (2) 単に公式大会やイベントに参加することのみを目的とするもの（ただし、一般を除く。）
- (3) 能登町内に滞在中の活動が政治的、宗教的又は営利を目的とするもの

(助成金の限度額)

第6条 この告示に基づく助成金の額は、1人泊あたり1,000円とし、1回につき50万円を限度とする。

2 送客バスの助成対象経費は、町内の宿泊施設に宿泊する日及びその翌日まで使用する送客バスの借上げに要する費用（バスガイド代を除く。）とする。

3 送客バス1台あたりの助成金の額は、前項の費用の20%（千円未満は切捨て）又は5万円のいずれか小さい額とする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を滞在期間終了の日から30日以内に関係書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 学生団体の場合 能登町まちづくり合宿等助成金交付申請書（兼）実績報告書（様式第1号）

(2) 一般の場合 能登町まちづくり合宿等助成金交付申請書（兼）実績報告書（様式第2号）

(助成金の交付決定及び額の確定)

第8条 町長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、能登町まちづくり合宿等送客バス助成金交付決定通知書（兼）助成金の額の確定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成金を交付しないことに決定したときは、能登町まちづくり合宿等助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 申請者は、前条第1項の規定により助成金の額の確定通知を受けたときは、能登町まちづくり合宿等助成金請求書（様式第5号）により町長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の返還)

第10条 町長は、申請者が偽りその他不正行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年5月1日から施行する。

(令和2年8月以降に助成する額の特例)

2 令和2年8月1日から令和3年3月31日までの間、助成金の額及び限度額は、第5条の規定にかかわらず、1人泊あたり2,000円とし、1回につき70万円を限度とする。この場合において、様式第1号中「千円」とあるのは「2,000円」と、「500,000円」とあるのは「700,000円」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年3月31日告示第15号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月14日告示第35号）

この告示は、平成26年7月19日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第12号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月5日告示第5号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月30日告示第71号)

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月6日告示第59号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のそれぞれの告示の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年3月28日告示第34号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月20日告示第60号)

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年6月30日告示第77号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日告示第17号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月1日告示第50号)

この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

区分	合宿内容	引率者の助成要件 (1団体当たり)
小学生から高校生	修学旅行及び文化・スポーツ合宿	4人以下は1人、8人以下は2人、12人以下は3人、16人以下は4人、17人以上は5人
大学生 (大学院生、専門学校生及び短大生を含む。)	ゼミ及び文化・スポーツ合宿	
一般 (石川県立能都健民テニスコート又は能登町屋内テニスコートを利用した場合に限る)	スポーツ活動	

別表 (第4条関係)

備考 学生の人数に対する実際の引率者の人数が、この表に掲げる人数に満たない場合は、実際の人数を交付の対象とする。